規則

る。 埼玉 県男女共 同参画推 進セン タ 管理規 則 \mathcal{O} 部を改正する規則 をここに 公布 す

令和五年十二月二十六

日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第六十五号

埼玉県男女共同参画推進セ 埼玉県男女共同参画推進セ ン タ ン 管 タ 1理規則 - 管理規則 伞 成十四年埼玉県規則第六十号) \mathcal{O} 部 を改 正する 規則 \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 本所 (第二条—第六条)

第三章 支所 (第七条·第八条)

第四章 雑則 (第九条)

附則

第一章 総則

第 _ 条中「第十六条」 を 「第二十条」 12 改 め、 同条 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 章名を付す

第二章 本所

第七条を第九条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 雑則

第六条の次に次の一章を加える。

第三章 支所

(入所手続)

第 七条 条例第十六条第一 項 \mathcal{O} 規定 による 入所 \mathcal{O} 承認 を受けようとする者は 様 式

第四号の入所申込書を所長に提出しなければならない。

2 条例第十六条第 一項の 規定に よる 入 所 \mathcal{O} 承 認 又は 不承 認 は、 様 式第五 号 \mathcal{O} 通 知

書を交付して行うものとする。

(退所手続)

第 八条 支所に 入所 た者 は 退 所 するときは、 所長に 様式第六号 0 退所届 を提

するものとする。

様 式 第 号 カコ ら様式第三号までを次 0 ょ う É 改 \Diamond る。

	埼	玉県	男女	共同	参画推	進セン	/ター	利用	申請書				
(宛先) 埼玉県男女	工共同参画	町推 進	生セン	ノター	一所長					年	月		日
					住		=						_
					団 体 代表 又は	者名			電話				
	まりませ <u>担当者名 電話</u>												
次のとおり	利用した	といの	つで申	請し)ます。								
催物の名称									集合	予定人員	1		人
利用目的													
施設	名	年	月	日	曜日	午	前	午	後	夜	間	備	考
附属設備		I			備考					ı			

注 太線内は、午前、午後及び夜間の区分のうち該当する欄に○印を記入してください。

	埼玉	県男	女共	同参	画推進	センター	利用変	更申請	書			
(宛先) 埼玉県男女	て 共同参画	 重推進	セン	/ター	一所長				年	月		日
					<u>住</u> 団 位 代表 又は	k 名 者名			_			
次のとおり) 利用の変	変更を	した	<u>-</u> V10	* 9	** ** 者名			電話 電話			_
催物の名称								集合	予定人員			人
変更内容	日時の変 施設等の)	変更理由					
施設	名	年	月	日	曜日	午 前	午	後	夜間	1	備	考
附属設備	F-24 - F-	M TI	- N-I-	HH ~	備考	> L =+\\\\\	L 7 III		→ =¬ → ·		2.20	٠.٠.

注 太線内は、午前、午後及び夜間の区分のうち該当する欄に○印を記入してください。

	埼	玉県	男女	共同	参画推	進セン	ノター	·利用	許可書					
					〒 <u>住 所</u>									
						団 体 名 代表者名 又は氏名				様電話				
						^な 名			様 電話					
催物の名称									集合	予定人員	人			
利用目的														
施設	名	午	月	日	曜日			使	用 #) (円)				
<i>川</i> 也 日入	4		Л	Н	1年 14	午	前	午	後	夜間	計			
	_													
	_													
_		<u> </u>												
附属設備	(有・無		小		計									
附属設備 財料		円	合		計						円			
利用の条件														
備考														
上記のとま	おりセンタ 年 月			を 診			男女芸	共同	参画推議	生センター ĵ	所長 回			
許可番号	第		-	号										

- 注 1 準備及び後片付けの時間は、利用時間に含まれています。
 - 2 利用の際は、この許可書を受付に提示してください。

	埼玉	県男	女共同	了参	:画推進	センタ	7 一利	用変更許可	可書			
					住		₹					
					団 体 代表者 又は氏	名		様電話				
	0 17 514					名		様 電話				
催物の名称								集合予定	人員		人	
変更内容	日時の3 施設等の)	変更理由				
施設	 名	左	月	П	頭口			使 用	料(P])		
旭 改	泊	+	月	Д	曜日	午	前	午 後	夜	間	計	
附属設備	(有・無	<u>ŧ</u>)	小		計							
附属設備 使用料	円	変更使用料	後 の 料合計		円	既 納 使 用	の 料	円値	内 入 支 用	· べき 料	円	
利用の条件			•		•		•	•				
備考												
上記のと	おりセンク 年 「		の利用の日	の多				共同参画推	進セン	/ター戸	f長 回	
許可番号	第		号	Ļ								

- 注 1 準備及び後片付けの時間は、利用時間に含まれています。
 - 2 利用の際は、この許可書を受付に提示してください。

f	奇玉県身	男女共	:同参画持	推進セン	/ター使	月彩	減額	頁(免隊	余)申請書			
(宛先) 埼玉県男 ₃	女共同参	 参画推	進センタ	ター所長	i c				年	月 日		
				<u>住</u>	三一所	〒						
<u>団体名</u> 代表者名 <u>フは氏名</u> 電話												
			又は氏名電話ありがな担当者名電話									
次のとおり) 使用料	斗の減	額(免除	余)を受	きけたい	ので	申請	します	0			
催物の名称								集合う	予定人員	人		
利用目的		Π		1								
施設	名	年	月 日	曜日	午	前	午	後	夜間	小計		
						-			I/A 1F3	, , HI		
									X 16	円		
										円		
										円円		
										円 円		
		í				<u></u>				円 円 円		
減額 (免別) はなる 金	⇒う をと額	1				\$				円 円 円 円		
減受す 減受す 減受す 減受す 減 領 ける の の の の の の の の の の の の の の の の の の	うを額をと	í	合			141				円 円 円 円		

- 注 1 太線内だけ記入してください。 2 午前、午後及び夜間の区分のうち該当する欄に \bigcirc 印を記入してください。

)ための施設 入戸)ための施設	听申込書			
						年	月	日
(3	宛先)							
埼	玉県男女却	共同参画推	進進センター	一所長				
				住	所			
				氏	名			
				生年月	日	年	月	日
	_	一時保護∉)ための施設	n. V				
次位	のとおり		つための施設	に入所したいの	ので申し込み	ます。		
申								
込								
み								
の								
理								
由								
同	氏	名	続 柄	生年月日	年 齢	備		考
伴								
す								
る								
家								
族								

入	所	承	認	涌	知	書
/ 🔪	//	/丁\		70.13	\wedge H	

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県男女共同参画推進センター所長 回

年月日付けの一時保護のための施設への入所申込みについ自立支援のための施設

ては、承認することに決定したので通知します。

入所不承認通知書	
第 号 年 月 日	
様	
埼玉県男女共同参画推進センター所長 回	
一時保護のための施設 年 月 日付けの ー への入所申込みについて 自立支援のための施設 は、下記の理由で不承認とすることに決定したので通知します。	T
記	
(理由)	
教 示	
数 小	

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

一時保護のための施設 退 所 届 自立支援のための施設			
	年	月	目
(宛先) 埼玉県男女共同参画推進センター所長			
<u>氏 名</u>			
下記の理由により退所したいので届け出ます。			
記			
理由			
退所後の住所(連絡先)			

附 則

(施 行 期日)

1 (埼玉県婦人相談センターこの規則は、令和六年四 談センター管理規則の廃止)令和六年四月一日から施行する。

2 埼玉県婦人相談センター - 管理規則 (昭和六十一年埼玉県規則第十五号) は、 廃

止する。

(経過措置)

3 式及び前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談セン この規則による改正前 の埼玉県男女共同参画推進セ ンター ター管理規則に定める様式 管理規則に定める様

による用紙は、当分の間、 所要の調整をして使用することができる。